

水源問題

問 水資源を保全する条例整備は

答 市町村との連絡会議を経て



高橋 賢一 議員

【水源保全について】

**問** 県では、水資源の公有化に向け、取水目的の森林買収など状況に応じて市町村と保全連携を図りたいとしているが、法による土地利用規制は緩く、占有されたり取り戻すのは難しい状況になるが。

**村長** 国では「水循環基本法」の制定に向けて動き始め、県でも条例を設ける方向で検討していますが、地方事務所ごとに連絡会議を設けていくとのこと。

**問** 地下水は、土地所有者が権利を有する「私水」

であり、水源地に規制がかかっていないと、周辺の土地を含めて容易に買収、取水の対象となる。「公水」として保全し管理規制のための「地下水資源保全条例」が必要ではないか。

**村長** 地下水などの水資源を「公水」としていくかの議論から始めなければなりません。本村のような豊富な地下水は、積極的に使用する考え方もあります。広域単位での検討会議の議論を見ながら、考えをまとめていきたいです。

**問** 地下水の給水量が増えれば、水道の利用料が減り収益増にはつながらないと思うが、井戸水を使用している営業施設数と使用量は。

**村長** 現在井戸水を使用している営業施設は75軒、使用量は把握できませんが、井戸水を使用し下水道に流入している施設の使用量は年間

約9万トンです。

【工事分担金について】

**問** 村条例では、村において施工する工事に対して、特に利益を受ける者からその受益の限度において分担金を徴収できるとなっている。分担金の額については、工事金額から特定財源を除いたものに課するとしているが、受益の限度の基準と、特定財源とは何か。

**村長** 特定財源とは、その工事に係る国・県の補助金等がある場合はその額であり、対象事業の中から主に建設課で行う道路改良工事を対象として運用しています。

**問** 空間放射線量測定器について

【空間放射線量測定器について】

**問** 県下で観測された空間放射線最大量は、震災の4日後であったが、村で



貴重な水資源（二股浄水場付近）

は機器を固定して同一場所で測定するのか、データはどのように処理されるのか。

ンプ競技場などで月1回程度のペースで実施します。学校と保育園には直ちにその場で伝えます。

**村長** 機器を移動して測定します。運用については小中学校3校と保育園、ジャ